

特定施設（指定事業）一覧表

施設		騒音 規制法	振動 規制法	市条例 ※1	規制対象
金属加工機械	圧延機械	○		○	(騒音) 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
	製管機械	○		○	
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	○		○	(騒音) 原動機の定格出力が3.75kW以上
	液圧プレス (矯正プレスは除く)	○	○	○	
	機械プレス (足踏みプレス、人カプレスは除く)	○	○	○	(騒音) 呼び加圧能力が294kN (30重量トン) 以上
	せん断機	○	○	○	(騒音) 原動機の定格出力が3.75kW以上 (振動) 原動機の定格出力が1kW以上
	鍛造機	○	○	○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○	○	(振動) 原動機の定格出力が37.5kW以上
	プラスト (タンブラスト以外のもので 密閉式は除く)	○		○	
	タンブラー	○		○	
	切断機	○		○	(騒音) と石を用いるものに限る (条例) 高速切断機
	金属研磨機 (工具用研磨機を除く)			○	
	旋盤			○	
圧縮機 (空気圧縮機を除く)			○		原動機の定格出力が7.5kW以上(※2)
空気圧縮機		○	○	○	(騒音、振動) 原動機の定格出力が7.5kW以上(※2) (条例) 原動機の定格出力が1.5kW以上
送風機及び排風機		○		○	(騒音) 原動機の定格出力が7.5kW以上 (条例) 原動機の定格出力が1.5kW以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、 ふるい及び分級機		○	○	○	(騒音、振動) 原動機の定格出力が7.5kW以上 (条例) 石材引割機も含む
織機		○	○	○	原動機を用いるもの
工業用動力マシン				○	3台以上使用するもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントは除く)	○		○	混練容量が0.45m ³ 以上
	アスファルトプラント	○		○	混練重量が200kg以上
コンクリートブロックマシン			○		原動機の定格出力が2.95kW以上
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械			○		原動機の定格出力の合計が10kW以上
穀物用製粉機 (ロール式のもの)		○		○	(騒音) 原動機の定格出力が7.5kW以上
木工加工 機械	ドラムバーカー	○	○	○	
	チップパー	○	○	○	(騒音) 原動機の定格出力が2.25kW以上 (振動) 原動機の定格出力が2.2kW以上
	碎木機	○		○	
	帯のご盤	○		○	(騒音) 製材用のは原動機の定格出力が15kW以上 (騒音) 木工用のは原動機の定格出力が2.25kW以上
	丸のご盤	○		○	(条例) 原動機の定格出力が1.5kW以上
	かんな盤	○		○	(騒音) 原動機の定格出力が2.25kW以上 (条例) 原動機の定格出力が1.5kW以上
抄紙機		○		○	
紙工機械				○	原動機の定格出力が1.5kW以上
印刷機械 (原動機を用いるもの)		○	○	○	(振動) 定格出力が2.2kW以上
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもの)			○		定格出力が30kW以上
合成樹脂用射出成形機		○	○	○	
鋳造型機 (ジョルト式のもの)		○	○	○	
天井走行クレーン				○	原動機の定格出力が2.25kW以上
門型走行クレーン				○	原動機の定格出力が2.25kW以上
ボーリング場				○	
クーリングタワー				○	原動機の定格出力が1.5kW以上
冷凍機 (冷房に用いるものは除く)				○	原動機の定格出力が3kW以上

※1 市条例に規定される指定事業に関しては届出の必要はありません。

※2 一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。